

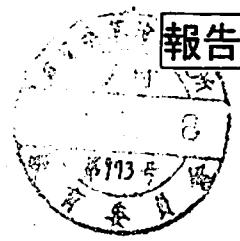
令和元年 7月 29 日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 定期監査結果の報告について
- (2) 草津市中学校運動部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 青花紙保存継承懇話会開催要綱について
- (4) 青花紙保存継承懇話会委員の委託について
- (5) 寄付受け入れ報告について



監発第143号

令和元年7月8日

草津市教育委員会教育長 様

草津市監査委員 平井 文雄
草津市監査委員 永井 信雄

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監査期日	監査対象機関
平成31年4月26日	志津南小学校
令和元年5月 8日	老上中学校
令和元年5月16日	南笠東小学校
令和元年5月21日	常盤小学校
令和元年5月23日	矢倉小学校
	高穂中学校

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
志津南小学校	平成 31 年 4 月 26 日	平成 30 年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について各施設とも、概ね良好に維持管理されており、校舎内外の清掃や整理整頓は行き届いている。
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について学校徴収金として、教材費会計、諸費会計、積立金会計が、団体徴収金として、PTA 会費等があり、合計 11 口の会計処理が行われている。ただし、PTA の会計について教職員は対応されていない。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 音楽室の絨毯が経年劣化により傷みがひどく、衛生面においても問題がある。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、書面による記録ではなく、パソコンの画面により目視で確認されていた。

【意見・指摘事項】

- (1) 音楽室の絨毯が経年劣化により傷みがひどく、衛生面においても問題があるので改善されるよう教育委員会と協議・調整されたい。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、パソコンの画面により目視で確認されていたが、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
老上中学校	令和元年 5月 8日	平成 30 年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されており、校舎内の整理整頓は行き届いている。また、玄関周辺には季節の花を植栽し学校環境の向上にも努められている。
なお、本年度にグラウンド改修工事と非構造部材改修工事ならびに、防災倉庫の設置工事が実施される予定である。
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について
学校徴収金として、諸費会計、積立金会計が、団体徴収金として、PTA会計があり、合計 22 口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。
その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) グラウンドに設置してあるハンドボールゴールの転倒防止対策が講じられていないかった。

(2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学期ごとの実施であった。

【意見・指摘事項】

- (1) ハンドボールゴールの転倒防止対策が講じられていなかったので、土のう等による安全対策を講じられたい。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学期ごとに実施されていたが学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、毎月実施するよう改善されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
南笠東小学校	令和元年 5月 16 日	平成 30 年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。

- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について
学校徴収金として、教材費会計、諸費会計、積立金会計が、団体徴収金として、PTA会費があり、合計21口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 警察への緊急通報装置を使った通報訓練が実施されていない。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、年に1回や学期ごとに実施されていたが、書類上日付や押印は確認できなかった。

【意見・指摘事項】

- (1) 替察への緊急通報装置を使った通報訓練は年1回実施されたい。
- (2) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印し、毎月実施するよう改善されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
常盤小学校	令和元年 5月 21 日	平成 30 年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、玄関周辺には季節の花を植栽するなど学校環境の向上にも努められている。
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について学校徴収金として、教材費会計、諸費会計、積立金会計が、団体徴収金として、教育振興会、PTA会費があり、合計22口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、毎月実施されているが付箋による処理であり、書類上の記録としては適当でない。

【意見・指摘事項】

- (1) 学校徴収金等の取扱いについて、各会計の金銭出納簿と通帳の残高確認は、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、金銭出納簿に確認した日を記入の上押印するよう改善されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
矢倉小学校	令和元年 5月 23日	平成 30 年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。登り棒の上部のぐらつきについては、危険と判断し当分の間使用不可の措置をとられ、安全対策に努められている。
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について
学校徴収金として、教材費会計、諸費会計、積立金会計が、団体徴収金として、PTA会費等があり、合計31口の会計処理が行われているが、PTA会費の会計処理はPTAの役員が執行されている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

特になし

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
高穂中学校	令和元年5月23日	平成30年度	平井 文雄 永井 信雄

1 監査の主眼

教育財産（校舎・運動場・屋外施設、設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について
- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

3 監査の結果

- (1) 教育財産（学校施設や設備等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。生徒数の増加に伴う教室の不足に対応するため、今年度と来年度にかけて校舎の増築工事が予定されている。

- (2) 学校徴収金等の取扱い状況について

学校徴収金として、諸費会計等が、団体徴収金として、PTA会費、後援会費があり、合計7口の会計処理が行われている。徴収金の管理等にあたっては、すべて専用の通帳を作成され、教育委員会が策定した学校徴収金等に関する取扱いハンドブックにより事務が執行されていた。

なお、修学旅行に伴う経費については、保護者が直接業者へ納入する方法を採用されている。

教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取扱い状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【検出事項】

- (1) 理科準備室の薬品管理簿について、学期ごとに管理職の確認印はあるものの総括表での処理であり、薬品ごとの出入りの詳細が把握できなかった。

- (2) 警察への緊急通報装置を使った通報訓練が実施されていない。
- (3) 学校徴収金等の取扱いについて、収入支出調書で校長決裁印のないものや、決裁欄そのものが無い支出調書があり、各会計の決算書の作成ならびに保護者への報告がなされていない。また、PTA会費、後援会費について、適正な金銭出納簿による事務処理がされていなかった。

【意見・指摘事項】

- (1) 理科準備室の薬品管理簿は、薬品ごとに購入や使用した日付とその量について正確な記録を残すよう改善されたい。
- (2) 警察への緊急通報装置を使った通報訓練は年1回実施されたい。
- (3) 学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、収入支出調書の校長決裁の徹底や、決裁欄のない支出調書は決裁欄を設けるとともに、各会計の決算書の作成と保護者への報告ならびにPTA会費、後援会費については、金銭出納簿を整備するよう改善されたい。

草津市教育委員会告示第 8 号

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和元年 7 月 25 日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱（平成30年草津市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「指導員として適格性を有すると認められる20歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者」を「次の各号のいずれかに該当する者であって、指導員として適格性を有すると認められるもの」に、同項第2号中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

第5条第1項中「年度の末日まで」の右に「の間の教育委員会が指定する日まで」を加える。

第6条第1項中「週6時間」を「週15時間」に、「年間35週」を「年間45週」に改める。

第7条第1項中「定めるところにより」の右に「予算の範囲内で」を加える。

付 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

草津市中学校運動部活動指導員設置要綱（平成30年教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市中学校運動部活動指導員設置要綱 (省略) (任用)</p> <p>第3条 草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立中学校においてスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導に従事する指導員を任用することができる。</p> <p>2 前項の規定による任用を行う場合は、<u>次の各号のいずれかに該当する者であって、指導員として適格性を有すると認められるもの</u>を教育委員会が任用する。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(2) <u>公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者</u></p> <p>(省略) (任用期間)</p> <p>第5条 指導員の任用期間は、任用した日からその日の属する年度の末日までの間の教育委員会が指定する日までとする。</p>	<p>○草津市中学校運動部活動指導員設置要綱 (省略) (任用)</p> <p>第3条 草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立中学校においてスポーツに関する教育活動に係る技術的な指導に従事する指導員を任用することができる。</p> <p>2 前項の規定による任用を行う場合は、<u>指導員として適格性を有すると認められる20歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者</u>を教育委員会が任用する。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(2) <u>公益財団法人日本体育協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者</u></p> <p>(省略) (任用期間)</p> <p>第5条 指導員の任用期間は、任用した日からその日の属する年度の末日までとする。</p>

改正後（案）	現行
<p>2 指導員は、再任することができる。 (勤務時間等)</p> <p>第6条 指導員の任用期間における勤務時間は<u>週15時間</u>を上限とし、<u>年間45週</u>までとする。また、1回の指導時間については2時間を基本とする。</p> <p>2 指導員の勤務日および勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。 (報酬)</p> <p>第7条 指導員の報酬は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）に定めるところにより<u>予算の範囲内で</u>支給する。 (省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和元年7月25日から施行する。</u></p>	<p>2 指導員は、再任することができる。 (勤務時間等)</p> <p>第6条 指導員の任用期間における勤務時間は<u>週6時間</u>を上限とし、<u>年間35週</u>までとする。また、1回の指導時間については2時間を基本とする。</p> <p>2 指導員の勤務日および勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。 (報酬)</p> <p>第7条 指導員の報酬は、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）に定めるところにより支給する。 (省略)</p>

草津市教育委員会告示第5号

青花紙保存継承懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和元年6月12日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

青花紙保存継承懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青花紙保存継承懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、青花紙生産技術の保存継承に関する意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員4人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 青花紙生産技術の保存継承に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局草津宿街道交流館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

青花紙保存継承懇話会委員委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	落合 雪野	龍谷大学農学部 教授
	石村 智	東京文化財研究所 無形文化遺産部 音声映像記録研究室 室長
	山川 曜	京都国立博物館 企画室長 兼 工芸室長
	加藤 賢治	成安造形大学 准教授

任期 令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
図書 「コウくんときいろいろはね」	23	1,000	23,000	草津市更生保護女性会 会長 岸本 明	R1 7月18日	市内小学校 幼稚園
小計			23,000			
テント	16	36,612	585,792	草津市矢橋町7番地1 老上中学校PTA 岡本 純子	R1 7月23日	老上中学校
小計			585,792			
合計			608,792			